

第1章 総則

(目的)

第1条 本園は、学校教育法第22条及び第23条に基づき幼児を保育して心身の発達を助長することを目的とする。

(名称)

第2条 本園は、軽井沢風越幼稚園という。

(位置)

第3条 本園は、長野県北佐久郡軽井沢町大字発地1278番地16に置く。

(補則)

第4条 本園の管理に関して、この園則に定めのない事項は、理事長が別にこれを定める。

第2章 組の組織及び収容定員

(組の組織及び収容定員)

第5条 組の組織及び収容定員は、次のとおりとする。

| | 学級数 | 収容定員 |
|-----|-----|------|
| 満3歳 | 1学級 | 24名 |
| 満4歳 | 1学級 | 24名 |
| 満5歳 | 1学級 | 24名 |
| | | 計72名 |

第3章 保育年限、学年、学期及び休園日等

(保育年限)

第6条 本園の保育年限は、1年、2年及び3年とする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学期は4月1日から翌年3月31日までの通期制とする。

(休園日、臨時授業及び臨時休園日)

第9条 休園日は次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 創立記念日 6月22日

(4) 春季休園日 3月22日から4月6日まで

(5) 夏季休園日 7月27日から8月21日まで

(6) 冬季休園日 12月28日から1月8日まで

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に保育を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるとき、その他園長が必要と認めたときは、臨時に保育を行わないことがある。

第4章 入園、退園、休園等

(入園資格)

第10条 本園に入園又は転入園することができる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

(出願手続)

第11条 入園又は転入園を希望する者は、本園所定の入園願書その他の書類に入園検定料を添え、願い出なければならない。

(入園許可)

第12条 本園に入園又は転入園を希望する者には、選考を行い、園長がこれを許可する。

(入園手続)

第13条 入園又は転入園の許可を受けた者は、すみやかに保証人連署の誓約書その他の必要書類に入園料を添え、提出しなければならない。

2 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、入園又は転入園の許可を取り消すことがある。

(退園、転園及び休園)

第14条 退園、転園及び休園しようとする者は、その理由と時期を記して保護者から園長に届け出たうえで許可を受けなければならない。

(欠席)

第15条 園児が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、所定の書類にその事情を明らかにし、届け出なければならない。

(出席停止)

第16条 園児が感染症にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、その園児に対して出席停止を命ずることがある。

(忌引)

第17条 園児が親族の死亡により忌引を願い出たときは、これを許可することがある。

(身上事項の異動の届出)

第18条 園児、保護者又は保証人の氏名、本籍、住所の変更等身上事項について異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

(細則)

第19条 本章に定める事項についての詳細は、必要に応じて理事長がこれを別に定める。

第5章 教育課程、保育時間及び修了

(教育課程)

第20条 本園の教育課程は、幼稚園教育要領に示すところに従い、幼児の心身の発達に応じて教育課程を編成する。

(保育時間)

第21条 1日の保育時間は、午前8時30分から午後2時（うち1時間は昼食）までを標準とし、前条に従い保育する。ただし、標準時間外は預かり保育として保育することがあるほか、保育時間は季節により多少変更することがある。

(修了)

第22条 本園で定める教育課程を修了した者は、修了証書を授与する。

第6章 教職員

(教職員)

第23条 本園に次の教職員を置く。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 園長 | 1名 |
| (2) 副園長 | 必要に応じて若干名 |
| (3) 主幹教諭 | 1名 |
| (4) 教諭 | 3名以上 |
| (5) 養護教諭 | 1名 |
| (6) 講師 | 必要に応じて若干名 |
| (7) 事務局長 | 1名 |
| (8) 副事務局長 | 必要に応じて若干名 |
| (9) 事務職員 | 1名以上 |
| (10) 園医 | 1名 |
| 園歯科医 | 1名 |
| 園薬剤師 | 1名 |

- 2 園長は、園務をつかさどり、所属教職員を監督する。
- 3 副園長は、園長を助け、命を受けて前項の園長の職務を補佐する。
- 4 主幹教諭は、園長および副園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
- 5 事務局長は、園長を助け、命を受けて所属職員を監督し、事務をつかさどる。
- 6 副事務局長は、事務局長を助け、命を受けて前項の事務局長の職務を補佐する。
- 7 前第2項から第6項以外の教職員は、それぞれ園長が別に定める園務を分掌する。
- 8 本園の各学級ごとに、専任の教諭を1人置く。

第7章 保育料、預かり保育料、施設料、教材・活動料、入園料及びその他納付金

(保育料、預かり保育料、施設料、教材・活動料、入園料及びその他納付金)

第24条 本園の保育料、預かり保育料、施設料、教材・活動料、入園料及びその

他納付金は、次のとおりとする。

| | |
|--------|-------------------------|
| 保育料 | 年額 528,000円 (月額44,000円) |
| 預かり保育料 | 450円×利用日数 (月額上限5,000円) |
| 施設料 | 年額 110,000円 |
| 教材・活動料 | 年額 24,000円 |
| 入園料 | 100,000円 |
| 入園検定料 | 20,000円 |

(納入及び納入の特例)

第25条 園児がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、前条に定める保育料等を所定の方法で所定の期日までに納入しなければならない。

2 施設料および教材・活動料については、在籍期間にかかわらず、年額を納入しなければならない。

3 前条に定める保育料等は、理事長が別に定める基準に従い、これを減免することができる。

(滞納)

第26条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに保育料を3か月以上滞納し、その後においても納入の見込がないときは退園を命ずることができる。

(納入金の不還付)

第27条 すでに納入した保育料、施設料、教材・活動料、入園料及びその他納付金は、理由のいかんを問わず返還しない。

第8章 自己評価等及び情報提供

(自己評価等)

第28条 本園は、その教育水準の向上を図り、本園の教育目標を実現するため、

教育活動その他の学校運営の状況について自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

(情報提供)

第29条 本園は、本園の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

第9章 保証人

(保証人)

第30条 保証人は、次の各号に掲げる者（成年に達している者に限る）とする。

- (1) 親権者、後見人
 - (2) 兄弟その他縁故ある者
 - (3) 独立の生計を営む者
- 2 保証人は、園児の生活と教育に関する一切の責任を負うものとし、つねに園の教育活動に協力しなければならないものとする。

(保証人の変動)

第31条 保証人が転籍、転居または氏名変更したとき、その他一身上に変動があった場合は、すみやかに届け出なければならない。

- 2 前項の変動が死亡、失踪、後見又は破産等にかかるものであるときは、あらためて、保証人を定めなければならない。
- 3 保証人が適当でないと思われるときは、変更させることがある。

(改廃)

第32条 この園則の改廃は、規則等管理規程の定めによるものとする。

附則

- 1 この園則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 この園則施行についての必要な事項は、園長が別に定める。
- 3 この園則は、2022年10月1日から施行する。
- 4 この園則は、2024年4月1日から施行する。